

特別支援教育の国際連携に関する研究 その3

ベトナムの特別支援教育の現状と課題

International Collaboration of Special Needs Education (3)

A Study on Special Needs Education of the Socialist Republic of Vietnam

鈴木祥隆\*・Do Long Giang\*\*・池谷尚剛\*

SUZUKI Yoshitaka, IKETANI Naotake, Do Long Giang

\*岐阜大学教育学部 \*\*ベトナム教育科学研究所

\*Faculty of Education, Gifu University \*\* Vietnam institute of educational sciences

要旨

本稿では、ベトナムの特別支援教育に関するシステムや教員免許制度の現状について報告を行う。また、ベトナムの特別支援教育に関する施設を訪問調査した結果の報告を行い、ベトナムの特別支援教育の現状について報告を行う。

キーワード：ベトナム 特別支援教育 国際連携

KEY WORDS: Socialist Republic of Viet Nam, special needs education, international collaboration

I. 目的

これまで、特別支援教育に関する国際連携のあり方を模索する研究や交流を、タイを中心として進めてきた（池谷・大場・池谷，2018a, 2018b）。今回、ベトナムのハノイの特別支援教育に関する施設を見学する機会をいただいた。本稿では、その成果について報告を行い、ベトナムの特別支援教育における現状と課題および今後の国際連携について考察を深めていきたい。

II. 方法

ベトナムのハノイにある特別支援教育に関する施設を訪問した。訪問時期は、2017年9月1日・2日の2日間であった。

III. 結果及び成果

1. ベトナムの特別支援教育の現状について

1-1. ベトナムの通常教育の概要

ベトナムの通常教育は、就学前教育（幼稚園）が3歳から6歳までの3年間、小学校が6歳から11歳までの5年間、中学校が12歳から15歳までの4年間、高等学校が16歳から18歳までの3年間、大学が教育や医学などの専門に応じて4年から6年間（短期大学は3年）となっている（Vietnam Education Law, 2015）。歴史的な経過をみれば、1998年12月にベトナムで初

めて「教育法」が制定された当初、義務教育は、6歳から14歳を対象に5学年の初等教育を義務教育として規定していたが、2005年の教育法の全面改正により、義務教育は5年から9年間に延長された。

ベトナムでは、小学校が午前に通う児童と午後に通う児童がおり、2部制になっている。この背景として、学校の不足や都市部の学校においては児童の集中、また、農村部においては子どもの農作業の手伝いが必要といった背景がある。就学率は、近年は都市部では就学率は98.3%である (Vietnam Ministry of Education and Training, 2015)。山間部や遠隔地については、就学が難しい状況にある地区もある。

### 1-2. ベトナムの特別支援教育の概要

現在、ベトナムにおける特別支援教育は、通常の学級で支援を受けながら教育を受けるか、通常の学校内に設置されている特別支援学級で必要に応じて専門的な教育を受けるか、特別支援学校で学ぶかの主に3つの教育形態がある。特別支援学校に焦点を絞れば、ベトナム国内に100校以上の特別支援学校があり、特別支援教育の対象となる障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、精神障害、肢体不自由と他の障害という障害種について判定基準が定義されている (Vietnam Law on Persons with Disabilities, 2010)。現在、ベトナムの教育省は特別支援学校の整備を進めており、特別支援学校で教育を受ける児童生徒の数は増加傾向にある。

特別支援学校は障害種別に分かれている学校があれば、分かれてない学校もある。障害のある児童生徒は、普段居住地から最も近い特別支援学校で教育を受けるが、家族の希望と現状によっては他の地域 (特に大都市) にある大きく有名な特別支援学校に通う児童生徒もいる。学校への通学については、スクールバスなどの移動手段が確保されていないため、自力通学か保護者による送迎により通学を行う。そのため、自力通学が難しい児童生徒や保護者の送迎が難しい家庭の場合、学校へ通うことができない事例もある。

また、山間部や農村部などの遠隔地においては、学校の整備を進めている段階にあり、これらの地域では通常の学校の教員の確保も難しい状況にあり、特別支援の専門性を有する教員の確保についてはさらに難しい状況にあり、課題となっている。これらの課題を解消するために、ベトナム教育科学研究所、特別支援教育学部のある師範大学は地方と連携し、現職養成および特別支援教育の研究・政策提案を行うことにより、課題の解消を試みている現状にある。

### 1-3. 教員養成について

ベトナムにおける通常の学校の教員養成については、各地の師範大学と短期師範大学で行われており、各大学の課程を修了することにより、通常の教員免許状が取得できる。一般的には、大学で教育について4年間学び (短期大学では3年間)、教員となる (Vietnam Education Law, 2015)。

一方、特別支援学校教員養成については、ハノイ師範大学、ホーチミン師範大学、ハノイ短期師範大学、ニャチャン短期師範大学、ホーチミン短期師範大学の5つの教育機関で行われており、

通常の教員養成大学の数と比べると特別支援学校教員を養成する大学は限られている。各学校の課程を修了することにより、特別支援学校の免許状が取得できる。日本の特別支援学校の教員免許状では、例えば小学部の教員として学校に勤務する場合、小学校免許状と特別支援学校の免許状が必要であるが、ベトナムの場合は特別支援学校の免許状のみでよい。特別支援学校の教員養成についても、一般的には4年間大学で（短期大学の場合は3年間）学ぶことにより、特別支援学校の教員免許状の取得ができる。

また、日本では特別支援教諭の免許状は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の5種の免許状があるが、ベトナムでは障害別に免許状が分かれておらず、特別支援教育免許の1種類のみである。特別支援学校教員の免許保有の現状としては、教員養成が追いついていない現状にあり、特別支援教育の免許状がなくても働くことができる現状にある。通常の学校の教員や特別支援学校の教員になるには、大学卒業後に試験を受け、合格したものが教員となる。

#### 1-4. 特別支援学校の教員の専門性の向上について

特別支援学校で働く教員の専門性の向上については、ベトナム国内で研修制度があり、各大学やベトナム教育科学研究所などが現職の教員を対象とした研修プログラムを設置しており、専門性の向上に努めている。研修プログラムは夏休みなどの長期休暇の間に行われるプログラムが主であり、山間部や遠隔地の教員に対しては、DVDなどを作成し、研究を受けられるよう努めている。研修プログラムの例として、視覚障害分野では点字の表記に関するプログラムや空間移動感覚に関するプログラムを用意している。聴覚障害分野では補聴器のフィッティングに関するプログラムや、手話教育に関するプログラムを用意している。知的障害分野では性教育プログラムなどを用意している。これらの研修制度により、ハノイやホーチミンなどの大都市における特別支援学校教員の専門性は高まりつつある。

## 2. 知的障害児童保護教育センター (Trung Tâm Phúc Tuệ) 訪問による調査研究

訪問調査は2017年9月に実施した。本施設は、特別支援学校の教員を退職されたフーン氏により設立された私設の教育センターである。ハノイの中心部から離れた農村部に立地している。教育センターは、ハノイにはcity centerと本教育センターの2施設のみである。

センターの利用者はダウン症、肢体不自由、自閉症、知的障害、枯葉剤の影響を受けた子どもが利用している。センターの受け入れの方針としては、ハノイ周辺部には障害者が利用できるセンターは少ないのでセンターの選択肢はもともと少ないが、他の施設で受け入れを断られたとしてもこのセンターでは受け入れをすることであった。センターの利用料は、障害の程度や利用者の家庭の経済状況によって異なり、おおよその利用金額については、知的障害児者が40-45US\$、自閉症が50US\$である。1家族に障害児が2人いる場合や、貧困家庭の場合は利用料がもらえないこともあるという。運営費については、利用者からの利用料金と、政府からの支援金と寄付金によって、運営を行っている。

センターの教育活動としては、ベトナム語、数学（算数）、自然科学、社会、芸術、身体活動

(スポーツ)、生活スキルの獲得の7つを設置している。利用者の実態に応じて活動の設定を行っており、知的障害の児童については、教育カリキュラムに基づき、教科書を使った教育が行われることもあるとのことであった。センターのスタッフは教員が15名、医師、看護師、心理学者などが8名の計23名により構成されていた。

センター施設内には、センターの設立からこれまでの歩みについて、掲示があった(図2)。宿泊設備については、大部屋が1つあり、ベッドが配置されていた(図3)。



図1 センターの外観



図2 センター施設内の様子



図3 センターの宿泊設備



図4 センター利用者との交流の様子

#### IV. 考察

本稿では、ベトナムの特別支援教育の現状について、教育制度や免許制度、特別支援教育センターの訪問調査について報告を行った。特別支援教育センターはハノイには2カ所しかなく、今後も障害のある方が利用できるセンターの設立が望まれていた。また、センターの設立だけでなく、センターで障害児者に関わるスタッフの育成も課題として挙げられていた。今後、今回の訪問調査、交流をもとに、ベトナムの特別支援教育の課題の解消のための具体的な支援について考え、連携を行うことで、ベトナムの特別支援教育の強化に貢献をできるものと期待している。

## 文献

- 池谷尚剛・大場伸哉・池谷幸子 (2018a) 特別支援教育の国際連携に関する研究 その1 タイ王国教育省基礎教育委員会事務局との連携強化について. 岐阜大学教育学部研究報告人文科学, 66 (2), 175-180.
- 池谷尚剛・大場伸哉・池谷幸子 (2018b) 特別支援教育の国際連携に関する研究 その2 タイ王国の特別支援教育に関する一考察. 岐阜大学教育学部研究報告人文科学, 66 (2), 181-187.
- Vietnam Ministry of Education and Training (2015) Education for All 2015 National Review Report: Viet Nam. Bo Giao Duc va Dao Tao (2015) Bao Cao Quoc Gia Giao Duc Cho Moi Nguoi 2015 Cua Viet Nam.
- Vietnam Education Law (2015) National Assembly of Socialist Republic of Viet Nam. Luat Giao Duc (2015) Quoc Hoi Nuoc Cong Hoa Xa Hoi Chu Nghia Viet Nam.
- Vietnam Law on Persons with Disabilities (2010) National Assembly of Socialist Republic of Viet Nam. Luat Nguoi Khuyet Tat (2010) Quoc Hoi Nuoc Cong Hoa Xa Hoi Chu Nghia Viet Nam.

